

広島県告示第九百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和五年七月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成三十年広島県告示第九百十七号	
所在地	広島県広島市東区温品町地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害防止の自然現象の土砂災害
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害防止の自然現象の土砂災害
横見川左支（九一七）	上温品二丁目六（五五一〇） 急傾斜地の崩壊	上温品一丁目二八（二三） 急傾斜地の崩壊
横見川左支（九一七）	上温品二丁目六（五五一〇） 急傾斜地の崩壊	上温品一丁目二八（二三） 急傾斜地の崩壊
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊